⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。
１）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
２）近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成25・26年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。
３）近畿地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関し指名停止等を受けていないこと。
４）平成24年10月１日付け公示５（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。
⑵　業務形態
１）構成員の分担業務が、業務の内容により、国立京都国際会館増築棟設計業務設計共同体協定書において明らかであること。
２）一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、国立京都国際会館増築棟設計業務設計共同体協定書において明らかであること。
⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、国立京都国際会館増築棟設計業務設計共同体協定書において明らかであること。
⑷　設計共同体の協定書　設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」(平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別紙１に示された「設計共同体協定書」によるものであること。
５　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い　４⑴２）の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、４⑴２）の認定を受けていない構成員が４⑴２）の認定を受けることが必要である。また、この場合において、４⑴２）の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに４⑴２）の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。
６　資格審査結果の通知
「競争参加資格認定通知書」により通知する。
７　資格の有効期間
６の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。
８　その他
⑴　設計共同体の名称は、「国立京都国際会館増築棟設計業務△△・××設計共同体」とする。
⑵　当該業務に係る特定手続に参加するためには、技術提案書の提出の時において、設計共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））」(平成26年４月11日付け支出負担行為担当官近畿地方整備局長）に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

市ヶ谷㉖教育研究棟新設電気工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。
平成 26 年４月 11 日
支出負担行為担当官
北関東防衛局長　渡邉　一浩
◎調達機関番号　010　◎所在地番号　11
１　工事名　市ヶ谷㉖教育研究棟新設電気工事
２　工事場所　東京都新宿区
３　工事概要　防衛研究所（東京都新宿区）における教育研究棟新設に係る電気及び通信工事
教育研究棟新設
構造：鉄筋コンクリート造　７階建て／地下２階
規模：建物延べ面積　約11,000㎡
ア　電気工事
工事内容：電灯、動力、防災、受変電、防犯、構内配電線路設備、発電機設備
イ　通信工事
工事内容：構内交換、構内情報通信網、拡声、テレビ共聴、時刻表示、情報表示、入退出設備、構内通信線路設備
４　今回の工事範囲
（電気）：電灯、動力、防災、受変電、防犯、構内配電線路設備の一部
（通信）：構内交換、構内情報通信網、拡声、テレビ共聴、時刻表示、情報表示、入退出設備、構内通信線路の一部
５　工期　平成28年６月30日まで
６　競争参加資格申請書の交付
⑴　交付期間　平成26年４月11日から同年６月27日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日、午前８時から午後10時まで。ただし、金曜日は午後６時、平成26年６月27日は午後５時まで。なお、紙による交付は午前10時から午後５時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。
⑵　交付場所　防衛施設建設工事電子入札システムセンターから提供する。ただし、紙による交付は以下のとおり。
なお、本公示は、メンテナンスに伴う電子入札システムの停止により、平成26年４月21日以降は紙による交付に切り替えるものとする。
〒330―9721 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１　北関東防衛局総務部契約課契約審査第１係　電話048―600―1800（内線2442又は2449）
⑶　その他　特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。
７　申請書の提出
⑴　提出期間　平成26年４月11日から同年５月１日までの行政機関の休日を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。
⑵　提出場所　上記５⑵に同じ。
⑶　提出方法　申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（提出期間内必着。）により提出すること。
ア　平成25・26年度資格審査申請の際に提出した総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）の写し
イ　共同企業体協定書の写し
ウ　工事経歴書（下記７⑵アの基準を満足する工事の施工実績を記載したもの。）
⑷　その他　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。申請書は、平成26年５月２日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
８　特定建設工事共同企業体としての資格
⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす２又は３者の組合せとする。
ア　装備施設本部長から電気工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の級別の格付を受け、北関東防衛局に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
イ　装備施設本部長が算定した電気工事に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が1,100点以上であること。
ウ　一般競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、北関東防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」(施本第1605号（ＣＣＰ）。 6. 8.31）に基づく指名停止を受けていないこと。
エ　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。
ア　平成11年度以降に、元請けとして、建物延べ面積6,000㎡以上（１棟当たり）の新設電気設備工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。
イ　建設業法の電気工事につき許可を有しての営業年数が５年以上であること。
ウ　電気工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。